

## 別表第1（第8条関係）

## （区域外就学等の承諾基準）

区分	許可基準	許可期間	添付書類
通学距離	住居から指定校区の小学校まで、通学距離（徒歩で安全に通学できる経路の最短距離）が概ね4 km以上あり、指定校区の小学校よりも近い小学校へ就学希望するとき	事情が変わるまで	自宅から学校までの経路図
家庭環境	保護者の事情（両親共働き、父子家庭、母子家庭等）で下校後の監督者が不在であるため祖父母宅、勤務先託児所等の預かり先のある校区の学校へ就学希望するとき	事情が変わるまで	
	保護者の事情により、保護者の勤務する店舗、事業所へ最も近い小学校へ就学希望するとき	事情が変わるまで	事業所から学校までの経路図
住居に関する	新築又は建築中の住宅やアパートの入居等で転居することが確定しているため、転居後の校区の小学校へ就学希望するとき	転居日まで	
	一時的な転居や、短期間で転居を繰り返すことが確定している場合、最終的な居住地の校区の小学校へ就学希望するとき	転居日まで	
途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学希望するとき	卒業まで	
教育的配慮	いじめ、不登校等、生徒指導上特に問題があるため、配慮を要するとき	事情が変わるまで	校長の意見書
	校長・カウンセラー等専門機関が教育的見地からみて、校区外通学を許可することを相当と認めるとき	事情が変わるまで	校長の意見書
	保護者の離婚、死亡、入院等、児童生徒の精神面に多大な負担を与える事情があり、配慮を要するとき	事情が変わるまで	
	家庭の事情や保育園の入園児童数の都合により、指定校区外の村立保育園に預けている場合で、その保育園内で児童間での交友関係ができており、教育的配慮から指定校区以外の小学校に就学することが望ましいとき	事情が変わるまで	
兄弟姉妹への配慮	校区外就学の許可を受けた兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望するとき	卒業まで	
その他	教育委員会が必要と認めた場合		

## 学校変更に係る条件

- 1 学校変更許可において、許可後、申請した内容と異なる事実が発生した場合や、許可の際に付した条件が守られない場合においては、許可を取り消すことがある。
- 2 登下校について、保護者は就学を希望する学校までの通学経路・通学方法を明確にし、また、安全確保のため学校まで責任を持って送迎することを基本とする。
- 3 年度内に許可できる児童は、新1年生として就学指定される学校並びに既に就学している学校の学年人数の概ね10%程度とする。（ただし、教育的配慮の観点から緊急を要する場合を除く。）
- 4 この規定にかかわらず、指定校に係る事情を考慮し、学校の変更が適当でないときや、希望する学校の施設運営上の支障が発生する際は、許可できない場合がある。